

裁判員制度の導入経過

- 平成11年 7月 司法制度改革審議会を内閣に設置
- 平成13年 6月 司法制度改革審議会意見を提出
・裁判員制度の創設を提言
- 12月 司法制度改革推進本部を内閣に設置
・裁判員制度・刑事検討会（研究者、有識者、法律実務家等11名で構成）において検討
- 平成16年 3月 裁判員法案を国会に提出
- 5月21日 裁判員法の成立**
・ほぼ全会一致で可決
- 平成19年 5月 裁判員法の改正
・部分判決制度の創設等
- 平成20年 1月 辞退事由を定める政令の公布
- 4月 施行期日を定める政令の公布
- 11月 平成21年の裁判員候補者名簿に記載された方に通知（約29万5000人）
- 平成21年 5月21日 裁判員法の施行**
・同日以降に起訴された事件で実施
- 8月 裁判員の参加する裁判が初めて実施
・9月9日現在まで8件の公判

裁判員法附則第9条

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。